

入札監理小委員会における審議の結果報告

若年者地域連携事業

厚生労働省の若年者地域連携事業については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 27 年度から民間競争入札による業務を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 委託費の支払方法について

【論点】

委託費の支払に当たっては、検査の結果、質の最低水準が確保されていない場合のみ、厚労省が改善指示を行い、受託事業者から業務改善計画書の提出を受け、厚労省の承認を得ない限り支払の請求はできないとしているが、この場合の質とはアンケートの結果のみであり、限定的過ぎないか。

【対応】

「質の最低水準が確保されていない場合」に加え、「予定していた支援者数・実施回数等を下回った場合」は、改善指示を行うものとした。（資料 8-2、4 頁）

2. 評価基準について

【論点】

- (1) 新たに参入する事業者にとっても、評価基準について具体的なイメージが把握できるように、過去の提案書を参考資料として提示等ができないか。
- (2) これまでの事業実績を評価する項目において、「類似する事業の実施経験が豊富にある」となっているが、豊富がどの程度なのか、具体的に記載すべきではないか。

【対応】

- (1) 入札説明会の際に過去の提案書を参考資料として配付することとした。（資料 8-2、43 頁）
- (2) 「類似する事業の実施経験が豊富にある」を「類似する事業の実施経験が過去 5 年以内にある（実施地域は問わない）」というように修文した。（資料 8-2、43 頁）

3. 従来の実施状況に関する情報の開示について

【論点】

今回民間競争入札を実施する 7 都道府県が記載されているが、地域により内容にバラツキがある。より多くの情報開示がされている地域にレベルを合わせて開示すべき

【対応】

地域のバランスをとるように見直しを行い、可能な限り統一性のある情報開示を実施するように適宜追記した。（資料 8-2、44 頁～96 頁）

4. 意見募集（パブリックコメント）で寄せられた意見への対応について

平成 26 年 11 月 5 日から 11 月 18 日まで意見募集を行ったところ、1 者から 1 件の意見が寄せられたが、検討の結果、実施要項（案）の修正には至らなかった。